

ふるさと未来支援事業 応募要項

1. 目的

ふるさとに受け継がれ、次の世代につなげるべき伝統文化・工芸技術の保存・継承・普及啓発のために活動する団体を助成し、地域社会に貢献することを目的とします。

2. 助成対象団体

地域に引き継がれてきた行事、祭事、神事、芸能などの伝統文化や、陶芸、染織、漆芸などの工芸技術を対象に、その保存・継承・普及啓発のための活動を自ら企画し実施している団体、あるいは参画している団体

3. 助成対象活動

- (1) 地域に引き継がれてきた行事、祭事、神事、芸能などの伝統文化や、陶芸、染織、漆芸などの工芸技術を対象に、その保存・継承・普及啓発のための活動
- (2) 直接営利を目的としない活動（興行目的ではないこと）

4. 助成金額

- (1) 応募団体が採択となった場合、活動費の一部を助成させていただきます。
- (2) 応募された金額が満額助成にならない場合もあります。

5. 助成対象費用

- (1) 対象となる伝統文化・工芸技術の維持・管理に必要な費用（楽器・衣装・道具等の修理費も含む）、ならびに継承、普及啓発に関する費用（指導・講習費、告知費など）
- (2) 次代に引き継ぐための活動を運営・実行する費用（会場設営、音響、備品、伝統行事等の実演費など）

6. 活動対象期間

2025年4月1日（火） ～ 2026年3月31日（火）

7. 応募期限

2025年2月28日（金）必着

8. 応募から助成までの手続き

- (1) 当財団へ、「応募用紙」（当財団ホームページよりダウンロード）をご提出ください
- (2) 当財団より、助成の可否と金額をメールで通知いたします
- (3) 採択された団体は、当財団より送付いたします「振込依頼書」と「差入書」に決定した助成金額を記入し、ご提出ください
- (4) 当財団より助成金額をご指定口座に振り込みます。振り込みを確認後、当財団より送付いたします「受領書」をご提出ください
- (5) 採択された団体は、活動終了後1カ月以内を目途に、「実施報告書」をご提出ください

9. その他

- (1) 助成可否の理由についてはお応え出来ません。また、審査結果に関わらず、応募時にご提出いただいた資料は返却いたしません。
- (2) 助成金額は、活動後にご提出いただく「報告書」をもって確定します。助成した金額に余剰が発生した場合はその旨ご申告いただき、当財団から発行する請求書に基づいて、ご返金いただきます。
- (3) 助成金額に関わらず、概ね計画通りに活動を実行できることが応募の前提となります。

【注意事項】

○対象外の活動

- ① 伝統行事・工芸技術の保存・継承・普及啓発以外に関わる活動
- ② 団体が主催者である場合、運営をすべて外部に委託しているなど、主体性が認められない活動
- ③ 団体が所在する都道府県外での行事・活動
- ④ 応募団体役員が関係する企業・団体等が、主要な取引先となる活動

○対象外の費用

- ① 積算根拠が不明確な費用（詳細が示されていない費用）
- ② イベント要素の高い費用（花火、和太鼓演舞、他地域の伝統芸能、塗り絵、メイク等）
- ③ 行事・活動への参加者への謝礼・記念品、講演講師等への土産代（講師料以外）
- ④ 販売を目的とした物品の製作、施設設営などに関わる費用
- ⑤ 企業・団体の販売促進につながる費用
- ⑥ 打ち合わせ（会議）に関する費用
- ⑦ 対象活動に直接関わらない宴会・パーティー関連等の費用

以上

お問い合わせ、応募書類送付先

（公財）イオンワンパーセントクラブ ふるさと未来支援事業事務局

〒261-8515 千葉県美浜区中瀬1丁目5番地1

TEL：043-212-6023（平日 9:00～17:00）